

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ページング装置（タービン建屋2階西側に設置）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系フィルタ（B）の使用済み過材排出弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の海水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	2号機	放射線管理区域に携帯電話を誤って持ち込み、電子式線量計（警報付ポケット線量計）が計数異常おこし、警報が鳴動したため、対応検討	C	
5	2号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（B-B）支持構造物の点検において、床ドレンサンプピットの蓋をベース（床面）に固定しているボルト（1本）を折損させたため、当該ボルトを交換	D	
6	2号機	高圧注水系定例試験において、非常用ガス処理系を起動及び停止した際に、フィルタ装置内の排水配管のUシール水が排水先のファンネルカバーの隙間よりリークしたため、当該カバーを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）用潤滑油ポンプの出口圧カスイッチの検出配管元弁側接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉補機冷却系ポンプ（C）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／75秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	2号機	エリア放射線モニタ（原子炉区域）に「下限」警報が発生したため、当該モニタを点検・修理	D	
10	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の海水側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	3号機	仮設ホース布設作業において、アーケード（復水貯蔵タンク前）のガラスを損傷させたため、当該ガラスを交換	D	
12	3号機	原子炉給水ポンプ駆動タービン用油タンク（A）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
13	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系ドレン弁の弁箱と弁蓋接続フランジ部よりリーク（1滴／3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	6.9kV高圧配電盤磁気しゃ断器（循環水ポンプ（C）用）の地絡方向継電器が正常な状態であるにも関わらず、当該警報表示器の誤動作が認められたため、当該表示器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系移送ファンのファンベルトにゆるみが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
16	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）の出口逆止弁のフランジボルト部よりにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	タービン建屋貯油タンク室内の床面にコンクリートの剥離箇所が認められたため、当該床面を点検・修理	対象外	
19	6号機	燃料プール冷却浄化系逆洗水タンクレベル変換器の点検において、出力電流値に計器精度外れが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
20	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（B）のメカニカルシール水配管の接続部より水の漏えいが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	主発電機固定子巻線温度記録計の点検において、入力切替スイッチの不良による点検前後の指示値に差異が認められたため、当該スイッチを交換	D	
22	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口弁のグランド部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	集中環境施設	サイトバンカ設備給気ファン出口温度調節器に制御不良が認められたため、当該調節器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで